

**申し込み時の必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合)

**心身・精神障がい者の  
交通費助成制度の手続き**

現在の①自動車燃料助成券  
 ②福祉タクシー利用券③福祉  
 乗車証の有効期限は3月31日  
 (金)です。①②は2月22日(水)、  
 ③は3月1日(水)から該当する  
 窓口で更新の手続きをしてく  
 ださい。

**持ち物**旧乗車証、印鑑、各種  
 手帳。①を申請する方は車検  
 証(写し可)。

**△心身障がいのある方▽**

お住まいの区の区役所保健  
 福祉サービス課へ。

**平成18年度  
敬老優待乗車証の申請**



70歳以上の市民が、バス、  
 地下鉄などの公共交通機関  
 を優待料金で利用できる敬  
 老優待乗車証。交付の対象  
 となる方へ、2月上旬に申  
 請書を送付しますので、希  
 望者は必要事項を記入して  
 返送してください。詳しく  
 は同封の「お知らせ」をご  
 覧ください。

**対象**①②Ⅱ次の手帳をお持ち  
 の方。A身体障害者手帳1、  
 2級B戦傷病者手帳特別項症  
 Ⅲ第3項症に該当C療育手帳  
 A①療育手帳Bかつ身体障害  
 者手帳3級。ただし、A②は  
 視覚、下肢、体幹、内部障が  
 いに限る。

③ⅡA③C④の手帳をお持ち  
 の方。

**【詳細】**区役所(1階)の保健  
 福祉サービス課

**△精神障がいのある方▽**

3月までは区の保健センタ  
 ー、4月以降は区役所の保健  
 福祉サービス課へ(3級の方

**提出期限**2月15日(水)(必着)。

**交付対象者**平成17年12月31  
 日時点で札幌市に住居登録  
 があり、現在も引き続き居  
 住している方で、生年月日が

昭和11年10月1日以前の方。

**利用可能額**1万円～5万円  
 (1万円ごと)。それぞれ千  
 円～1万円の利用者納入金  
 の負担が必要。

**利用できる交通機関**乗車カ  
 ードⅡ市電、地下鉄、ジェ  
 イ・アール北海道バス、じ  
 ようてつバス、中央バス。  
 乗車券Ⅱばんけいバス、夕  
 鉄バス。

※乗車カードと乗車券を組  
 み合わせて申請できます。

**【詳細】**市コールセンター(1  
 階)の保健福祉サービス課

(222)4894か区役所(1  
 階)の保健福祉サービス課

は4月3日(月)から受け付け。  
 現在の助成カードを使い終え  
 てから申請)。  
**対象**精神障害者保健福祉手帳  
 をお持ちの方。

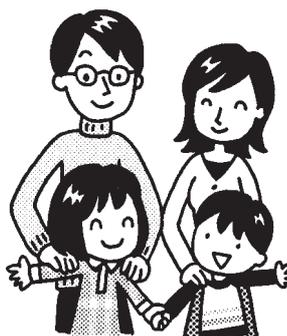
**【詳細】**区役所(1階)の地域  
 保健課(東区は☎321  
 1、南区は☎5815211)

**障がいのある方の補装具な  
どの自己負担額改正**

市民税非課税世帯(生活保  
 護を受給されている方を除  
 く)で障がいのある18歳以上  
 の方が、補装具・日常生活用  
 具・ファクスなどの給付を受  
 けた場合、月額千100円の自己  
 負担金が掛かるように変更と  
 なりました。

**【詳細】**区役所(1階)の保健  
 福祉サービス課

**児童手当・特例給付**



2月期(10月～1月)分の  
 手当は2月13日(月)に指定の金  
 融機関に振り込まれます。該  
 当する方(小学校第3学年修  
 了前までの児童を養育して、  
 所得が一定額未満)で、まだ

申請をしていない方は、早急  
 に手続きをしてください。認  
 定された場合、申請した翌月  
 分から手当が支給されます。  
 また、特例給付受給者の方  
 で年金の加入状況に変更(退  
 職、転職など)があったときは、  
 受給資格がなくなる場合があ  
 りますので、必ず届け出てく  
 ださい。届け出が遅れるとさ  
 かのぼって手当をお返しいた  
 だく場合があります。

**【詳細】**区役所(1階)の保健  
 福祉サービス課

**児童扶養手当・特別児童扶  
 養手当の手続きを**

**不妊治療費の助成・相談**

**■治療費の助成**

**対象**特定不妊治療(体外受精および顕微授精)以外では妊娠  
 の見込みが極めて少ないと診断された法律上の夫婦で、一  
 定の要件を満たす方。詳しくはお問い合わせを。

**助成内容**1年度当たり10万円を上限に、治療費の2分の1  
 を2年間助成。

**申請方法**対象となる治療費を支払った日の翌日から60日  
 以内に、不妊専門相談センター(中央区南3西11中央保健セ  
 ンター内)へ。

**■相談**

いずれも不妊専門相談センターで実施しています。

**〈専門相談～面談〉**

医師・カウンセラーが、不妊症の診断や治療方法などの  
 専門分野について相談。

**申込**希望日の1週間前までに同センターへ☎。予約制。

**〈一般相談～面談、電話〉**

専任の保健師などが、不妊の悩み、治療費助成などに  
 ついて相談。

**利用方法**不妊専門相談センターへ☎、直接。

**【詳細】**不妊専門相談センター☎511-4500

拘禁・児童遺棄の状態で、父  
 親と生計を同じくしていない  
 児童(18歳に達した年度末ま  
 での間にある児童か20歳未  
 満の心身障がい児)を養育して  
 いる母親または養育者に支給  
 ただし、所得が限度額以上  
 の方は支給が停止されます。

**△特別児童扶養手当▽**

20歳未満の重度または中度  
 の心身障がい児を養育してい  
 る方に支給されます。ただし、  
 児童福祉施設に入所している  
 場合は支給されません。また、  
 所得が限度額以上の方は支給  
 が停止されます。

※両手当とも、受給要件に該  
 当しなくなった場合には届け  
 出が必要ですが、届け出が遅  
 れるとさかのぼって手当をお返

し、  
 ①離婚②未婚③父親が死亡  
 ・重度障がい者・生死不明・